

資料 3

(令和 7 年度税制改正に伴う)

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要（案）

1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（以下「一部改正施行令」という。）が令和 6 年度末頃に改正が予定され、一部の規定について、令和 7 年 4 月 1 日に施行されることが見込まれることから、一部改正施行令が施行された場合に、白岡市国民健康保険税条例の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税賦課限度額の改正（第 2 条関係）

地方税法施行令で定められた額と同額とする。

（基礎課税分限度額 : 65 万円 ⇒ 66 万円）

（後期高齢者支援金等分限度額 : 24 万円 ⇒ 26 万円）

■国民健康保険税賦課限度額比較表■

区 分	改 正 前	改 正 後
基礎課税分（医療分）	65 万円	66 万円
後期高齢者支援金等分	24 万円	26 万円
介護納付金分	17 万円	17 万円
合 計	106 万円	109 万円

(2) 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準の改正（第 20 条関係）

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等の数に乗すべき金額を現行の 29 万 5 千円から 30 万 5 千円に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等の数に乗すべき金額を現行の 54 万 5 千円から 56 万円に引き上げる。

■国民健康保険税軽減判定所得基準額比較表■

区分	改正前	改正後
5割軽減世帯 (被保険者数に乘じる額)	29万5千円	<u>30万5千円</u>
2割軽減世帯 (被保険者数に乘じる額)	54万5千円	<u>56万円</u>

3 施行期日及び適用区分

(1) 施行期日は、令和7年4月1日（見込）とする。

(2) 適用区分

改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度分以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度までの国民健康保税については、なお従前の例によるものとし適用区分を明確にする。

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

新	旧
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>66万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>26万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>66万円</u> を超える場合には、 <u>66万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>26万円</u> を超える場合には、 <u>26万円</u> ）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u> ）の合算額とする。	第2.0条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> ）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u> ）の合算額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつ

ては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ 略

2・3 略

ては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ 略

2・3 略